

第40回

西宮市子ども・子育て会議

【資料集（資料1～4）】

目 次

資料1 報告事項1	
新規・拡充事業について	・・・ 1
資料2 報告事項2	
西宮市子ども・子育て支援プランの評価について	
社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告	・・・ 5
資料3 報告事項4	
こども家庭センター、児童相談所の設置について	・・・ 13
資料4 議事	
第2期西宮市子ども・子育て支援プランの策定について	・・・ 17

報告事項 1 新規・拡充事業について

1. 新規事業について

(1) 保育所等における医療的ケア児の受入れ

保育所等や育成センターにおいて、医療的ケア児を受け入れるため、看護師や加配保育士の人材確保等に取り組んでいる。令和5年度から、芦原むつみ保育所で受入れを開始し、育成センターでも要望があれば、受入れを検討する。

(2) 使用済みおむつの園処理

紙おむつの持ち帰りにかかる保護者の負担軽減や衛生面の改善のため、公立保育所全園で処分を行う。

また私立の認可保育施設が、園で使用済みおむつを処理する費用に対し補助を行う。

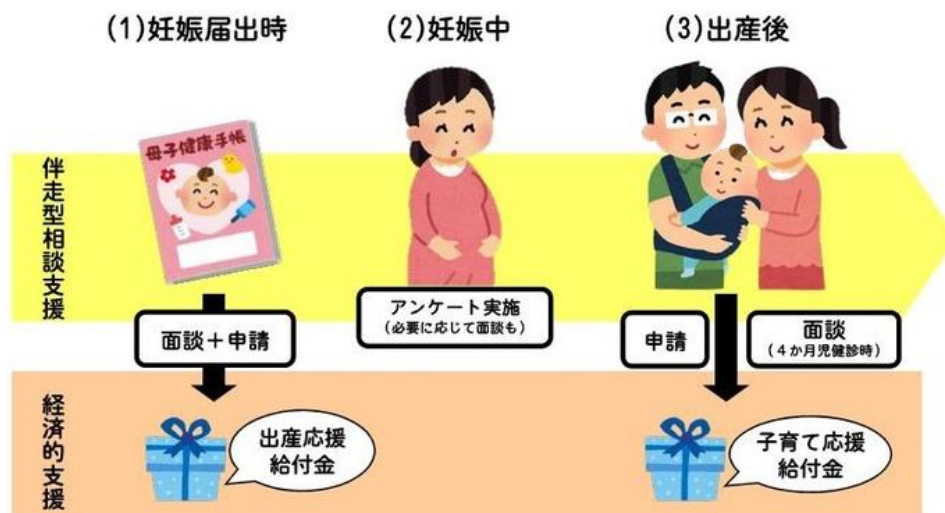
(3) 保育業務支援システムの導入

保護者連絡や登降所管理など、紙でやり取りしている業務等の効率化を図るとともに、保育の質や保護者の利便性を向上させるため、公立保育所全園に保育業務支援システムを令和5年度中に導入する。

(4) 伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の一体的実施

令和5年2月から全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、面談等を通じて相談に応じ、各家庭のニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等を支援する「経済的支援（出産・子育て応援給付金）」を一体的に実施している。

保健福祉センター等で、面談を受けて申請書を提出された方に、出産応援給付金（5万円）、子育て応援給付金（出生した子1人あたり5万円）を給付する。



2. 拡充事業について

(1) 保育支援者の配置等に係る補助

保育士の負担軽減や児童の安全管理を図るため、保育士資格を有しない、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）が園外活動時の見守り業務を行った場合、人件費補助の対象となる施設を拡充する。また、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に児童の見守りや所在確認等が必要な時間帯にスポット的に保育支援者を配置する場合も補助を行う。

【拡充前】保育所、幼保連携型認定こども園

【拡充後】保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所

(2) 子育てひろば

令和5年度中に新たに瓦木周辺地域に1か所整備する（20→21か所）。

(3) 留守家庭児童育成センター管理運営事業（民設民営）

留守家庭児童育成センターの待機児童の発生や高学年児童の受入れ要望に対応するため、民間による放課後児童クラブを整備する。新規で3か所開設し、計9か所で実施する。

開設年度	施設名称	定員
令和5年度	アフタースクールにしのみや高木西	33
	アフタースクールかわらばやし	29
	アフタースクール・用海	40

(4) 放課後キッズルーム事業

直営型を4か所（大社、鳴尾、甲子園浜、北六甲台小学校）拡充し、計30か所で実施する。また直営型のうち、市職員であるコーディネーター（以下、CN）が不在であった2か所（春風、生瀬小学校）にCNを常駐させ、計22か所にCNを配置する。

	直営型	委託型
実施か所数	20 → 24	6
実施曜日	月～金 ※CN不在の学校は、週1・2回又は不定期	月～金
開設日	平日 (授業日・夏季休業日)	平日 (授業日・長期休業日・振替休業日)
実施時間	16:30 まで (冬場は 16:00 まで、夏季休業は午前中のみ) ※実施場所により異なる	17:00 まで (長期休業は 8:30～17:00) ※一部 8:00～17:00

(5) 学校支援員（部活動指導員）の増員

多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等に関する支援業務や、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフとして、学校支援員を配置している。

市立中学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校支援員のうち部活動指導員を増員する。

(6) 西宮支援学校通学体制・校内支援体制整備事業

西宮支援学校に通う児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、看護師の配置の適正化を図るとともに、バスでの通学が困難な児童生徒のための福祉タクシーの台数確保を図る。

(7) 産後ケア事業の拡大

出産後の母親の心身のケアと育児・休息サポートのため、令和4年12月から訪問型サービスに加え、宿泊型・通所型サービスを開始している。利用可能期間も生後4か月未満から1年未満へ拡大した。

種類	施設名	所在地	利用可能期間
宿泊	明和病院	西宮市上鳴尾町4-31	生後3か月未満
宿泊	レディース&マタニティクリニック サンタクルス ザ シュクガワ	西宮市相生町8-11	生後3か月未満 (R5.4.1~)
宿泊・通所	産科・婦人科 みずとりクリニック	神戸市北区藤原台北町 7丁目2-7	生後4か月未満
通所	助産院 ツルマタニティクリニック	西宮市市庭町6-19	生後1年未満
通所	助産所ママズケア西宮	西宮市神楽町11-20 イースト夙川202号室	生後7か月未満
通所	助産所ママズケア宝塚	宝塚市川面5丁目10-32 川面マンション203号室	生後7か月未満
通所	中村産婦人科	宝塚市中筋6丁目15-7	生後7か月未満 (R5.4.15~)

【参考】サービスの種類

宿泊型	医療機関や助産所などの施設に宿泊してサービスを受ける
通所型	医療機関や助産所などの施設で日帰りサービスを受ける
訪問型	助産師が自宅を訪問してケアを実施

(8) 妊婦健康診査費用助成の増額

妊娠・出産に係る経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、助成額を増額する。

【拡充前】 14回 (11,000円×2回、5,000円×12回) 計 82,000円

【拡充後】 14回 (15,000円×3回、5,000円×11回) 計 100,000円

※いずれも多胎妊婦の場合は、追加助成 (5,000円×5回) あり。

(9) 子ども食堂に係る経費の補助

地域との交流、学習支援及び地域の子供の居場所づくりを促進するため、子ども食堂が実施する事業に要する経費の一部を補助している。

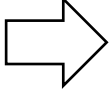
子ども食堂の活動をより一層支援するため、補助上限額を増額する。

補助基準額：1万円/回 (地域との交流等実施の場合5千円/回を加算)

補助上限額：20万円/年度 → 52万円/年度

(10) こども医療費助成制度の拡大

令和5年1月から、こども医療費助成制度の所得制限を見直し、所得基準額以上の世帯の医療費自己負担額の一部助成を、中学3年生まで拡大している。また、高校生についても所得にかかわらず助成の対象とした。

年齢	区分	～令和4年12月31日	令和5年1月1日～
高校生	所得制限なし	助成対象外 	[一部負担金] ¹ 医療機関等あたり 外来：1日800円限度 (月2回まで、3回目以降無料) 入院：1割負担 (月3,200円限度)
小学4年生 ～ 中学3年生	<特定> 所得基準額以上	助成対象外 	[一部負担金] ¹ 医療機関等あたり 外来：1日800円限度 (月2回まで、3回目以降無料) 入院：1割負担 (月3,200円限度)
	<一般> 所得基準額未満	[一部負担金]入院・外来とも無料	
1歳 ～ 小学3年生	<特定> 所得基準額以上	[一部負担金] ¹ 医療機関等あたり 外来：1日800円限度(月2回まで、3回目以降無料) 入院：1割負担(月3,200円限度)	
	<一般> 所得基準額未満	[一部負担金]外来、入院とも無料	
0歳児	所得制限なし	[一部負担金]外来、入院とも無料	

報告事項 2 西宮市子ども・子育て支援プランの評価について 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告

重点施策 6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

— 課題・方針 (西宮市子ども・子育て支援プランより抜粋) —

将来の自立に向けたひとり親家庭の子供への学習支援の強化 基本的な生活習慣の確立に向けた支援の強化

平成 28 年度に本市が実施した調査結果によると、家庭の経済状況と子供の学力との間には強い関連があり、相対的貧困世帯の子供は、教育・学びの面において、負の影響を受けていることがうかがえる。

加えて、自尊感情、他者とのコミュニケーション能力、文化的体験の有無など、様々な分野において、相対的貧困世帯や生活困難世帯は、そうでない世帯に比べて数値が低い傾向が出ている。

こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる貧困の連鎖を生み出していると考えられる。このため、子供の貧困問題に対しては、複数の要素からなる負の連鎖を一つずつ打破していくための幅広い支援施策が必要である。

また、本市における相対的貧困世帯の約 6 割はひとり親世帯であり、母子世帯における相対的貧困率は過半数を超えていることから、ひとり親家庭への支援にも重点的に取り組む必要がある。

本市では、子供の貧困対策において、貧困の連鎖を断ち切るための施策として、教育・学びに関する支援を優先課題として取り組む。

併せて、子育て、教育、福祉などの関係機関が連携して、個々のケースや支援制度の情報共有に努め、世帯の生活全体を包括的にサポートできるよう支援する。

(1) 学習・進学への支援

令和3年度の実施状況

ひとり親家庭への学習支援、生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充

令和3年度から、ひとり親家庭への学習支援事業と生活困窮世帯対象学習支援事業を統合し、「生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業」として実施している。実施か所数を拡大する等、利用者にとって効果的、効率的な事業を運営した。

対 象：生活保護受給世帯・児童扶養手当全部支給世帯・児童養護施設入所者
生活困窮世帯の中学3年生

実施か所数：8か所

実 施 日：週2回（曜日選択制）

参加延人数：2,772人

今後の課題・方向性

中学校入学当初から学校での勉強に躓いている子供も多いため、より効果的な支援とするために、令和4年度から中学1・2年生を新たに対象として実施している。また、更なる利用者の利便性向上のため、開催か所数を10か所に拡大し実施している。

評価・意見等

- 学校や地域における各種学習支援事業と連携し、学校の施設を活用することで実施か所数が増やせるようにしてほしい。
- 数学や英語など積み上げる学習の場合は、小学生のうちから取り組む必要があるため、できるだけ早期から支援をしてほしい。
- 配布されているタブレットを活用するなど、デジタル化を進めて、家庭でも学習支援ができるようにしてほしい。
- 学習支援を学校と別で実施することは大事だが、学校の授業で学力が向上できるよう、学校の先生の負担軽減を前提に、先生が授業に集中できる環境を整えてほしい。
- 学力向上について考える際、学校や教育委員会も一緒になって施策を展開していくことは非常に重要であるため、今後反映してほしい。

(2) 生活の支援

令和3年度の取組み状況

スクールソーシャルワーカーの拡充

学校だけでは対応が難しい子供の抱える諸課題に、迅速かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーを5名、各中学校区の拠点校に配置し、各学校からの要請を受けて派遣を行っている。

高校からのニーズも高まり、出身中学校に応じて拠点校配置のスクールソーシャルワーカーを派遣した。

今後の課題・方向性

子供が抱える問題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーのニーズは、ますます高まると予測される。

高校からの要請も増加傾向にあるため、引き続き、国・県による配置や国庫補助の増額を要望していく。

評価・意見等

- スクールソーシャルワーカーは、市内20校に対して人員が足りていない。拠点校中心の活動となると、活動時間の制約もあり、放課後に家庭訪問を行うことが難しい等の課題がある。全校に1人ずつ配置できるよう取組んでほしい。国の配置基準はクリアしているので、それを上回るように市独自で努力してほしい。
- スクールソーシャルワーカーの増員も大切であるが、スクールソーシャルワーカーを養成するための計画や、研修に積極的に参加できる体制についても考えてほしい。
- スクールソーシャルワーカーへの相談要請について、どれぐらい対応できていて、どれぐらい対応できていないか、現在の状況について適切に把握してほしい。もし対応できていないケースが多くあるのであれば、増員できるまで待つのではなく、他の手法について検討してほしい。
- スクールソーシャルワーカー同様、スクールカウンセラーも増員してほしい。
- いじめ等は早期の対応が必要であり、学校の先生とスクールソーシャルワーカーが協力し、サポート体制を強化してほしい。
- スクールソーシャルワーカーは制度が新しく、本当に必要とする人まで情報が届いていないこともあるため、更に学校へ周知し、ニーズの掘り起こしにつなげてほしい。

(3) 保護者への支援

令和3年度の取組み状況

周知・広報の充実

ひとり親家庭向けの弁護士相談やパソコン講習会の案内を、子育てアプリ「みやハグ」を活用して、情報提供を行った。

また、児童扶養手当の現況届時にひとり親家庭向けの講座の案内等を行った。

今後の課題・方向性

令和3年度で「みやハグ」の運用を終了し、令和4年度からは「LINE」による情報提供へ移行している。

また、引き続き児童扶養手当の現況届時等に、ひとり親家庭へ個別に周知するなど、きめ細やかに情報が届くよう関係部署と連携をしていく。

評価・意見等

○LINEで情報発信するだけでなく、SNSを活用した効果的な広報について検討し、不特定多数の人に適切に情報が届くようにしてほしい。

(5) 関係機関の連携

令和3年度の取組み状況

①西宮市子供の生活応援連絡調整会議（以下、連絡調整会議）などの開催

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、市内17課が集まる連絡調整会議全体としては開催を見送った。しかし、作業部会として学習支援事業の対象学年・開催か所数の拡大や、子ども食堂の補助事業等について協議を行った。

②支援体制の拠点整備、西宮市要保護児童対策協議会との連携

連絡調整会議を、西宮市要保護児童対策協議会の活動の中に位置づけ、ネットワークの強化を図るとともに、代表者会議での情報共有及び連携を図った。

今後の課題・方向性

連絡調整会議の作業部会において、引き続き学習支援事業や子ども食堂について協議を行うとともに、西宮市要保護児童対策協議会の代表者会議で情報共有を図るなど、更なる連携強化を図っていく。

評価・意見等

○市内17課が集まる連絡調整会議は扱う範囲が広く、対象を絞らなければ会議が形骸化してしまう可能性があるため、方向性を明確にして実施してほしい。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

— 課題・方針 (西宮市子ども・子育て支援プランより抜粋)

児童虐待予防の強化

児童虐待への対応に向けた体制の強化

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途を辿っており、本市の児童家庭相談件数も全国と同様に増加傾向にある。

被虐待者の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者では実母が約半数を占めており、主に養育を担う母親が大きな負担を抱えていること、特に乳幼児期に子育てに困難を抱えていることを示している。また、心理的虐待(面前DVを含む。)が増加しており、社会的な支援を得られない状況で保護者が追い詰められているとも考えられる。

本市では、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童への早期対応・きめ細かな支援に資するため、市の関係部局と国、県の関係行政機関、医療機関等が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会「西宮市要保護児童対策協議会」を設置しており、関係者からの積極的な情報提供や支援の検討等を目的に各種会議を開催している。

今後は、児童虐待の発生予防にさらに力を入れていくとともに、相談対応した児童や家庭に対して切れ目のない支援が届くように努める必要がある。そのためにも、西宮市要保護児童対策協議会のより効果的な運営を図り、増え続ける相談件数に対応できるよう体制強化に取り組む。

(1) 児童虐待の予防

評価・意見等

早期発見・早期支援

- 出産された方が悩みごとの相談をしたり園庭で遊んだりできるよう、地域の保育所をかかりつけの保育所として登録できるようにしてほしい。
- 産後うつ等で子供の食事を作れない家庭に向けて、子供のお弁当を届けるなど、在家庭児童の状況を把握するために、市が自ら出向くような支援策も考えてほしい。
- 宿泊型の産後ケア施設について、母子生活支援施設の活用を検討してほしい。

(2) 児童虐待相談や支援

令和3年度の実績状況

児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進

児童虐待予防・対応マニュアル及びハンドブックを学校・保育所等の巡回時に配布した。併せて、緊急対応用ハンドブックを配布し、緊急時の対応方法について、共有を図った。

指標	実績値					目標値
	H29	H30	R1	R2	R3	R6
児童虐待予防や対応に関する研修回数	18回	5回	6回	4回	5回	5回

参考：活動指標 児童虐待予防や対応に関する研修回数

今後の課題・方向性

人事異動や担当者の変更等に対応するため、定期的に学校・保育所等を巡回し、マニュアルの活用を依頼する。

評価・意見等

- 虐待やDVに関する情報は、担当課だけでなく関連する部署とも情報共有を徹底してほしい。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

令和3年度の取組み状況

① 相談支援体制の強化

副主査を1名、心理療法士を3名増員し、係長2名、副主査2名、心理療法士3名、家庭児童相談員11名の18名体制で支援対象児童等の定期的な状況確認の徹底を図った。

② 子ども家庭総合支援拠点の整備

近隣中核市への視察調査の内容や設置市への調査内容をまとめ、職員の配置基準だけでなく具体的な運用、取組み、課題の把握に努めた。

また、令和4年1月に子ども家庭総合支援拠点を設置した。

③ 児童相談所の設置についての調査・研究

近隣中核市への視察調査を行い、意見交換、情報共有を行い、市の実情に合わせた設置、運用方法を慎重に見極める必要があることを確認した。

今後の課題・方向性

児童虐待相談件数の増加、進行管理業務の煩雑化、要保護家庭への支援に対応するために、子ども家庭総合支援拠点の更なる職員体制強化が必要である。

発達・知能検査や保護者のアンガーマネジメントを継続して実施し、ペアレント・トレーニングの実施にも取り組むなど、子ども家庭総合支援拠点の適切な運営に努める。

児童相談所については、国や県、他の中核市の動向を見極めながら調査研究を行う。

評価・意見等

○児童相談所を設置する場合、こども家庭センター^{*}との役割を明確にしたうえで設置してほしい。

○ペアレント・トレーニングの資格を持つ職員は民間団体にもいるため、連携することも検討してほしい。

○児童虐待の相談は平日の昼間は少ないため、子ども家庭総合支援拠点の職員も全員が決まった時間に勤務するのではなく、勤務体制を組み替えて夜間や土曜日に対応できるようにしてほしい。

○ショートステイや一時保護など、市が24時間対応できないところは民間団体との連携を積極的に検討してほしい。

○子ども家庭総合支援拠点の職員体制について、いろいろなところに訴えて強化してほしい。

※令和4年6月に児童福祉法が改正され、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が令和6年4月から努力義務となる。兵庫県が設置する「こども家庭センター（児童相談所）」とは異なる。

報告事項 4 こども家庭センター、児童相談所の設置について

1. こども家庭センターについて

(1) 概要

令和4年6月に児童福祉法が改正され、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点^{※1}（児童福祉）と子育て世代包括支援センター^{※2}（母子保健）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が令和6年4月から努力義務となる。

令和5年度に示される国のガイドラインを踏まえ、設置に向けた検討を進める。

※1 子ども家庭総合支援拠点（令和4年1月設置）

すべての子供の命・権利を児童虐待などから守り、子供とその家庭及び妊産婦等に寄り添った切れ目ない継続的な支援を行っている。子供家庭支援課内に設置。

【業務内容】

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

※2 子育て世代包括支援センター（平成28年4月設置）

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、保健福祉センター5か所の保健師等と利用者支援事業の子育てコンシェルジュが連携して切れ目ない支援を行っている。

【業務内容】

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

(2) こども家庭センターに求められる機能

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能に加え、新たに次の機能を担うことで、更なる支援の充実・強化を図る。

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子供に関する相談を受けて支援につなぐためのサポートプランの作成。
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓。

2. 児童相談所について

(1) 概要

本市では、年々増加する児童虐待への対応として、令和4年1月に、子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」）を設置し、要保護児童対策協議会の関係機関と連携を図りながら専門的な相談支援を行っている。

支援拠点では、特に緊急性や重症度が高い虐待事案について、県の児童相談所に児童の保護を求めるなど、市と県が持つそれぞれの役割や権限を活かしながら連携を図ることで子供たちの安全確保に努めている。

その一方で、国は中核市の児童相談所設置を促進しており、全国的にも児童相談所を設置する中核市が増えつつあることから、本市においても児童相談所の設置について、先行自治体へ視察を行うなど研究を進めてきた。

その結果、児童福祉司等の専門職を含む人員体制の確保や多額の財源を要するといった課題はあるものの、緊急性の高い児童虐待事案への迅速な対応が可能になるなどのメリットが明らかになったことから、令和5年度施政方針において市立児童相談所の設置に向けた検討を開始することを表明した。

(2) 児童虐待防止に関する法改正と国の動き

- ◆平成12年 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）の施行
 - ・児童虐待（身体的・性的・ネグレクト・心理的）の定義や住民が児童虐待を発見した時の通告義務が明記
- ◆平成16年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正
 - ・市町村の役割の明確化（相談対応・児童虐待の通告先）
 - ・要保護児童対策地域協議会の法定化
 - ・中核市の児童相談所設置が可能になった
- ◆平成28年 児童福祉法の改正
 - ・子どもの権利や家庭と同様の環境における養育の推進
 - ・支援拠点の設置が市町村の努力義務になった
 - ・児童相談所の体制強化
- ◆平成30年 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）の策定
 - ・児童相談所の職員配置基準の見直し（専門職の大幅な増員）
- ◆令和元年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正
 - ・中核市が児童相談所を設置できるよう、国が必要な措置を講ずることになった
 - ・児童相談所の管轄区域の策定基準を都道府県が定めることになった
 - ⇒児童福祉法施行令の改正（令和5年4月1日施行）により、管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下になった

(3) 児童相談所の業務概要

児童相談所では、主に次の業務を行う。

- ① 子供に関する、家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの
養護相談（虐待含む）、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談など

【令和3年度実績（西宮市）】

2,241件（うち児童虐待：717件、障害相談1,307件、非行相談：32件）

- ② 社会診断、心理診断、医学診断等による総合診断（判定）及び指導

【令和3年度実績（西宮市・芦屋市）】

社会診断：7,840回、心理診断：2,522回、医学診断：313回、その他の診断：19回

- ③ 療育手帳の判定及び交付

【令和3年度実績（西宮市・芦屋市）】 受付件数：660件、交付件数：474件

- ④ 児童福祉施設等への入所や里親委託

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム等への入所措置や里親委託

【令和3年度実績（西宮市・芦屋市）】 施設入所：34件、里親委託11件

- ⑤ 一時保護

【令和3年度実績（西宮市・芦屋市）】 68人（うち虐待：45人）

- ⑥ 里親の普及・啓発

令和4年12月末現在の西宮市内の里親数：60世帯

※実績は、県が設置する児童相談所「西宮こども家庭センター」（管轄：西宮市・芦屋市）の件数

(4) 中核市の児童相談所設置状況

<設置済み> 4市

金沢市（平成18年4月） 横須賀市（平成18年4月）

明石市（平成31年4月） 奈良市（令和4年4月）

<設置予定> 6市 ※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和4年4月時点）

高崎市（令和7年度予定） 船橋市（令和8年度予定）

柏市（令和8年度予定） 豊中市（令和7年度予定）

東大阪市（令和9年度予定） 尼崎市（令和8年度予定）

<設置の方向で検討中> 3市

豊橋市 姫路市 鹿児島市

(5) 中核市が児童相談所を設置する意義

市が児童相談所を設置することで、緊急性や重症度の高い児童虐待事案に迅速に対応することができるようになるほか、これまで県と市が役割分担していた児童虐待等の予防、支援、防止、介入、家族再統合支援までを市が一貫して切れ目なく行うことが可能となるため、支援体制の強化につながる。

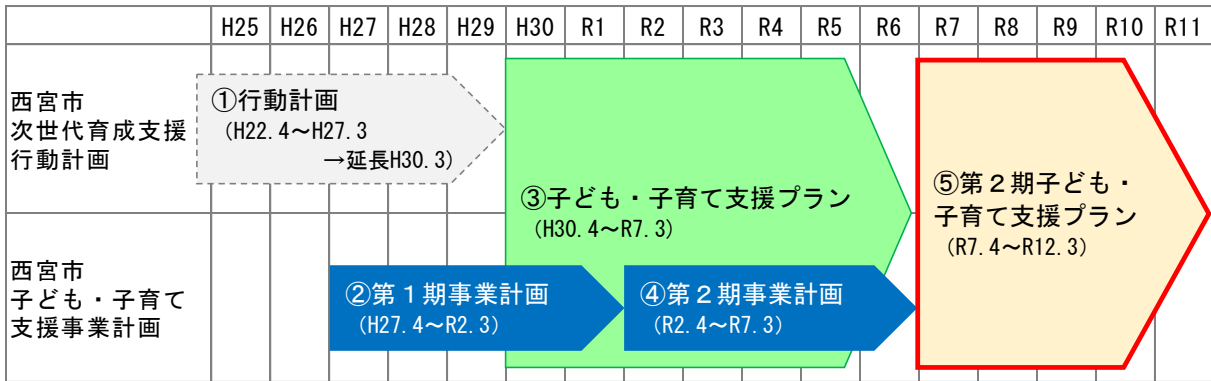
また、要保護児童対策協議会をはじめとする関係機関との連携を活かし、里親制度の普及を推進することで、家庭養育の受け皿の拡大を図ることができる。

(6) 想定される課題

- ・児童相談所には、人口3万人当たり1人の配置が必要となる児童福祉司をはじめ、児童心理司や保健師、保育士などの専門職を配置する必要があるが、全国的に社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師などの専門職が不足しており、人材確保は今後の大きな課題である。
- ・児童相談所の業務については高度な専門性が求められることから、業務内容の習得を目的として、主に社会福祉士や公認心理師などの専門職を研修という形で県の児童相談所等に派遣する必要がある。
- ・設置場所についても検討課題となるが、現在、市内の青木町に県の児童相談所（西宮こども家庭センター）があるため、この場所を第1候補とし、今後、西宮こども家庭センターの土地・建物を活用することを前提に引継ぎ条件等について県と協議していく。

議事 第 2 期西宮市子ども・子育て支援プランの策定について

1. 第 2 期西宮市子ども・子育て支援プランについて



①西宮市次世代育成支援行動計画（行動計画）

【概要】 地方自治体及び事業主が主体的に子育て支援に係る施策を推進していくための行動計画

【計画期間】 平成 22 年度～平成 26 年度 行動計画（後期） → 平成 30 年度まで延長※
 ※平成 26 年度までの行動計画について、②事業計画と統合を図るまでの間、計画期間を延長

②西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）

【概要】 地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画

【計画期間】 平成 27 年度～令和元年度 5年に1度作成する必要がある

③西宮市子ども・子育て支援プラン（支援プラン）

【概要】 ②事業計画の中間見直しの際に、①行動計画と統合した計画
 統合の時点では、令和 2 年度～令和 6 年度の事業計画の量の見込みと確保方策等に係る国の基本指針がまだ公表されていなかったことから、支援プランには事業計画の対象、基本理念、基本的な視点等のみを盛り込んでいる

【計画期間】 平成 30 年度～令和 6 年度



④第 2 期西宮市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期事業計画）

【概要】 地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画

③支援プランの別冊として策定

【計画期間】 令和 2 年度～令和 6 年度



⑤第 2 期西宮市子ども・子育て支援プラン

【概要】 ③支援プランと④第 2 期事業計画を統合した計画

【計画期間】 令和 7 年度～令和 11 年度

2. 策定に向けた主な審議事項について

(1) 子ども・子育て支援プラン等の検証について

子ども・子育て支援プラン及び子ども・子育て支援事業計画の実施状況及び評価結果を踏まえ、事業や課題等の検証を行う。

(2) 施策体系について

取り組むべき課題を整理し、子育て支援施策をさらに推進していくために国の基本指針を踏まえ大きな柱となる施策体系を設定する。

<現支援プランの施策体系と重点施策>

施策分野	施策	備考
子供への支援	【乳幼児期】教育・保育環境の充実	重点施策 1
	【学童期】放課後の子供の居場所の充実	重点施策 2
	障害のある子供への支援の充実	重点施策 3
子育て家庭への支援	妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援	重点施策 4
	子育ての不安・負担の軽減	重点施策 5
	子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実	重点施策 6
	児童虐待防止対策の充実	重点施策 7
子育てしやすい社会づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進	重点施策 8

※重点施策 1～5、8は、子ども・子育て会議で審議

※重点施策 6、7は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議

(3) 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について

事業計画には、国が定める必須記載事項と任意記載事項があり、任意記載事項について、計画への記載等を検討する。

<必須記載事項> ※子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項から抜粋

①市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

②教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

③子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

<任意記載事項> ※子ども・子育て支援法第 61 条第 3 項から抜粋

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ②保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ④地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

(4) アンケート調査から得た市民ニーズ等の検討について

市民の意見を反映させるため、アンケート調査（令和 5 年 12 月頃）を実施する。
アンケート調査から得た市民ニーズ等について、計画への記載等を検討する。

(5) 計画に記載する事業等の決定について

(1) ～ (4) での審議を踏まえ、計画に盛り込むべき事業を選定する。

(6) 量の見込み及び確保方策について

地域の需要等を勘案し、国が定める事業における、今後 5 年間（令和 7 年度～令和 11 年度）のニーズ量（量の見込み）と供給体制及びその実施時期（確保方策）を定める。

<第 2 期事業計画における「量の見込み及び確保方策」設定事業>

事業の名称	本市における事業の名称等
利用者支援事業	利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）
時間外保育事業	延長保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業
多様な主体の参入促進事業	地域型保育事業への巡回支援事業 認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業 西宮市要保護児童対策協議会
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業
病児保育事業	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料金助成
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業

3. スケジュールについて

子ども・子育て会議

	令和5年度				
	7月	10月	11月	2月	3月
第2期子ども・子育て支援プランの策定					
(1) 現支援プラン等の検証	○	○	●		
(2) 施策体系				○	
(3) 事業計画の任意記載事項				○	
(4) アンケート項目の検討、 実施、分析等		○	●		
(5) 計画に記載する事業等の決定					
(6) 量の見込み及び確保方策					
計画案に係る審議					
確認部会					●

	令和6年度									
	4月	5月	7月	8月	10月	11月	12月	2月	3月	
第2期子ども・子育て支援プランの策定										
(1) 現支援プラン等の検証										
(2) 施策体系	●									
(3) 事業計画の任意記載事項	●									
(4) アンケート項目の検討、 実施、分析等	○	●								
(5) 計画に記載する事業等の決定	○	●								
(6) 量の見込み及び確保方策	○	○	●							
計画案に係る審議			○	○	◎		■	●		
現支援プランの評価						○	●			
確認部会										●

※ ○=審議、◎=素案の確定、■=パブリックコメントの実施、●=審議終了(確定)

令和5年12月に就学前児童、小学生の保護者を対象にアンケートを実施。